

# 阿見町立学校再編の考え方について

## 1. はじめに

わが国では、少子高齢化の進展に伴い人口が減少しており、経済分野における活力低下や社会保障の負担増と合わせて、子ども・子育て環境への影響が懸念されています。

阿見町においても全体の児童・生徒数は減少傾向にありますが、人口増加地区では児童・生徒数が急増し、教室の不足も生じています。

こうした学校規模の変化は、児童・生徒の教育条件，教育環境，学校運営等にさまざまな影響を及ぼしてきます。

さらに、新学習指導要領の実施，IT社会の到来など，学校を取り巻く社会環境も大きく変化してきており，児童・生徒にとって望ましい教育環境の整備や学習施設の充実を図っていかねばなりません。

また，今後児童・生徒数の急増期に建てた校舎や体育館を大規模改修する時期が訪れ，財政的にも大きな負担となることが予想されます。

これらの問題の解決に向けて，地域・保護者・学校関係者の代表や有識者等で構成する「阿見町立学校再編検討委員会」を組織し，町立学校の適正な学校規模の確保を目指し，学校の適正配置に向けた考え方や今後の取り組みについて，基本的な考え方を取りまとめることとしました。

施策の推進にあっては，阿見町第6次総合計画や阿見町教育振興基本計画との整合性を図るとともに，学校再編に必要な具体的な方策を検討し，関係者の理解と協力を得ながら，次世代を担う子どもたちによりよい教育環境の整備を目指すものとします。

## 2. 学校規模の基本的な考え方

学校の規模は、そこで展開される教育活動や児童・生徒の学校生活を左右する重要な条件の1つであり、また、これからの学校教育には、児童・生徒がさまざまな人間関係を体験することにより、豊かな人間性や社会性、思いやりのある心を育てていく役割が強く期待されています。

このことから、子どもたちにとってより良い学校教育の充実を目指して、教育環境・学校経営・地域との関係の観点、また、国や県の基準などを参考に、阿見町の実情に即した学校規模の基本的な考え方を次のとおりとします。

### (1) 望ましい学校規模

児童にとって、クラス替えを通じてさまざまな人間関係が生まれ、そこから多様な価値観・学習意欲・よい意味でのライバル意識が芽生えるための環境整備が必要です。また、学校教育活動では、総合的な学習の時間等で課題別活動に幅を持たせること、体育的・文化的学校行事において学級ごとに取り組めるなど、集団としての教育も考慮した教育活動を実践していくことが重要です。さらに教員にとっても、1学年に複数の学級があることは教員相互の研修が可能となり、互いに切磋琢磨できることや、適正な校務分掌を図ることが可能となります。このため、小学校では、1学年1学級という単学級の解消を図り、クラス替えが可能な1学年2学級以上を確保することが必要と考えます。

一方、中学校は教科担任制であることから、各教科に専門の教員を確保することが必要となります。授業時数の多い主要5教科については、複数の教員の配置が望ましく、選択教科の充実や生徒指導への対応のためにも、一定の教員数が必要となります。また、阿見町では2～3校の小学校から1校の中学校に進学していることも踏まえ、中学校は全学年あわせて9学級を確保することが理想です。

これらを踏まえ、小学校で概ね1学年2～4学級、中学校では概ね1学年3～6学級、すなわち小学校では12～24学級、中学校では9～18学級を望ましい学校規模とします。

## 2. 望ましい学校規模を確保するための学校配置について

### (1) 基本的な考え方

今後も児童・生徒数の減少傾向が続くことは避けられないものと思われまます。このような状況の中、望ましい学校規模を確保するためには、既存の小規模な学校を統合することは、やむを得ないものと考えます。隣接する学校の通学区域を検討することで学校規模の調整を図り、安定的に望ましい学校規模が確保できない場合には、将来的な統合も視野に入れた段階的な対応が必要と考えます。

一方、児童数が増加している本郷小においては、通学区域の検討や新小学校の建設が必要となっています。

適正配置にあたっては、これらを踏まえ学校が地域で果たしてきた役割や地域の事情を十分に配慮し、慎重に行なうことが望ましく、児童・生徒数や学級数の将来推計、学校の小規模化による問題点を、説明会等を開催し、保護者、地域住民などと十分に協議するなど、学校の適正配置の必要性に関する共通理解と協力を得て進めること。

町内の自然的・社会的な成り立ちによる生活圏単位のバランスも考慮しつつ、望ましい学校規模を確保するため、次のような考え方にもとづき学校配置を進めます。

### (2) 学校配置

#### ① 小学校

- 今後も児童数の増加が見込まれる本郷小については、学区内に小学校を新設します。
- 将来的に複式学級になることが予想される学校及びクラス替えが困難な単学級が発生する小規模校は、遠距離通学への配慮をしつつ、行政区単位を基本に隣接校との統合を検討します。

#### ② 中学校

現在の生徒数の推計でも、大きく生徒数が落ち込み、1学年あたり3学級以下となる中学校はないため、現状のままとします。

### 3. 適正規模・適正配置を進めるにあたっての配慮

- (1) 適正配置にあたっては、学校が地域で果たしてきた役割や地域の事情を十分に配慮し、慎重に行なうことが望ましく、児童・生徒数や学級数の将来推計、学校の小規模化による問題点を、説明会等を開催し、保護者、地域住民などと十分に協議するなど、学校の適正配置の必要性に関する共通理解と協力を得て進めること。
- (2) 通学区域の変更にあたっては、通学距離・通学時間、通学の安全確保、主要幹線道路や河川等の地理的条件、地域とのつながりなどを考慮すること。
- (3) 諸般の事情により通学区域に不都合が生じる場合にあっては、保護者等の意向も尊重しながら弾力的な運用に努めること。
- (4) 将来あるべき姿を視野に、学校施設の充実や通学路の安全確保に伴う施設整備など、計画的な事業実施と併せて、適正配置に努めること。
- (5) 適正配置の実施時期については、平成 27 年度以降、平成 31 年度末を目途に当面の編成を行うものとする。
- (6) 適正配置に伴う跡地等については、地域及び関係機関と十分な協議を行い有効的な活用を検討すること。
- (7) 遠距離通学となる場合は、スクールバスの運行など、通学手段を確保すること。

## 学校規模等の法的基準

### (1) 学校規模

#### ◇ 学校教育法施行規則第 41 条

「小学校の学級数は 12 学級以上 18 学級以下を標準とする」

(同規則第 79 条により, 中学校についてもこの規定を準用)」

#### ◇ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条

適正な学校規模の条件として「学級数が概ね 12 学級から 18 学級までであること」(統合する場合は 24 学級まで)

- ・ 小学校では各学年 2～3 学級
- ・ 中学校においては各学年 4～6 学級

#### ◇ 「公立小・中学校の適正規模について(指針)」(県教育委員会 H20 年 4 月)

- ・ 小学校においては, クラス替えが可能である各学年 2 学級以上となる 12 学級以上が望ましい。
- ・ 中学校においては, クラス替えが可能ですべての教科の担任が配置できる 9 学級以上が望ましい。(国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能)」

### (2) 学級編制

#### 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」

#### (義務教育標準法) 第 3 条

- ◇ 1 学級の児童生徒数の標準を 40 人として各学年の学級数が決まり, 学級数に応じて教職員の総数が決定する。

- ・ 茨城県教育委員会の特例

H22 年度から小学校 1 年生～4 年生で 1 学年が 3 学級以上あり 1 学級の平均児童数が 36 人以上の学校では, 当該学年は 35 人で学級を編成。

- ◇ 複式学級(数学年の児童生徒で 1 学級を編成)の編制基準

- ・ 小学校では 2 つの学年で 16 人以下の場合  
(第 1 学年の児童を含む学級は 8 人以下)
- ・ 中学校では 2 つの学年で 8 人以下の場合。

### (3) 通学区域

#### ◇ 学校教育法施行令第 5 条第 2 項

「市町村の教育委員会は, 当該市町村の設置する小学校又は中学校が 2 校以上ある場合においては, 就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない」と規定。

#### ◇ 義務教育諸学校等の建設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条第 2 項

通学距離を、小学校にあっては概ね 4 km 以内、中学校にあっては概ね 6 km 以内と規定。